

2007 年中国知的財産権保護行動計画

目次

一、2007 年中国知的財産権保護行動計画の説明

二、2007 年中国知的財産権保護行動計画

1、立法計画

2、法執行計画

3、審判業務計画

4、体制構築計画

5、宣伝計画

6、トレーニング・教育計画

7、国際交流・協力計画

8、企業の知的財産権保護の推進計画

9、権利者へのサービス提供計画

10、専門テーマ研究計画

2007 年中国知的財産権保護行動計画の説明

中国の 2007 年知的財産権保護業務の具体的な措置を全面的、系統的、具体的に記述し、全国の知的財産権保護業務を効果的に指導するために、国家知的財産権保護業務グループの要求に基づき、知的財産権保護弁公室は業務グループの各メンバー機関と共に「2007 年中国知的財産権保護行動計画」を制定した。同計画には 10 分野、276 の具体的な措置が含まれている。

「2007 年中国知的財産権保護行動計画」によると、各関連部門は立法の面では、年内に関連部門が商標、著作権、専利（特許、実用新案、意匠）権、税関での権利保護に関する 14 の法律、法規、規則、管理方法、および 7 つの司法解釈と指導意見を起草、制定、改正する。法執行の面では、「海賊版取締り毎日行動」、「海賊版教材撲滅特別行動」など 14 項目の特別活動、11 項目の日常的な法執行を展開する。審査の面では、8 項目にわたる措置を講じ、社会全体の独自革新能力と知的財産権創造の活発性を保障する。体制構築の面では、効果的な法執行協調体制を構築し、知的財産権を保護し、通報・告訴サービスセンターのサービス機能など 8 分野、46 項目の具体的な措置を整備し、規範化する。大規模な宣伝活動や宣伝番組の製作、記者会見開催といった 8 つの方法、74 項目の具体的な措置を通じて宣伝を強化する。トレーニング教材の編集や様々なトレーニングクラス・講座の実施といった 36 項目の具体的なトレーニング措置を通じて、政府の指導層や基層の司法部門の法執行人員、企業・事業機関の人員、法律関連の職に従事するもの、大学・高校・中小生に対する知的財産権の知識トレーニングを実施する。国際交流や協力計画において、対話や考察、協力、交流、トレーニングといった 26 項目の具体的な措置を通じて商標や著作権、特許などの知的財産権の国際交流と協力を強化する。公安機関の重点連絡企業の名簿作成や「国有大型企業の知的財産権業務強化に関する若干の意見」といった 9 項目の具体的な措置の研究・制定を通じて、企業の知的財産権保護を推進する。外国投資企業との定期的な意見交換・調整会議の開催を通じて、企業の知的財産権の海外での権利保護ホットラインやオンラインサービスプラットフォームを構築する、といった 8 項目の具体的な措置で権利者にサービスを提供する。また、23 項目の知的財産権保護の課題研究を重点的に実施する。

2007年中国知的財産権保護行動計画

一、立法計画

(一) 商標保護と不正競争防止に関する法律や法規を改正する。

1. 「商標法」の改正の進展を速め、改正案草案を完成させる。
2. 「不正競争防止法」の改正を引き続き成功させる。
3. 「馳名商標認定と管理規定」の改正に力を入れる。

(二) 著作権保護関連の法律、法規、規則を起草、制定、改正

1. 中国の優位な分野である民間文学芸術の保護を強化するために、「民間文学芸術作品著作権保護弁法」の調査研究と起草を積極的に実施する。

2. 著作権の法律、法規を実施するために「著作権契約登録報告弁法」を制定、発表する。

3. 国情と結びつけて「教科書法定許可報酬支払い方法」を制定、発表する。

4. 権利者の著作権維持のコストを低減させ、著作権取引の安全を保障するために、「作品自主登録管理弁法」を改正、発表する。

5. 著作権保護が直面する新たな情勢や問題に適応するために「著作権法」の第二次改正の調査研究を行う。

6. 「著作権法」に基づき「ラジオ局・テレビ局の法定許可の放映・放送可能な製品の報酬支払い弁法」を速やかに制定する。

(三) 専利保護関連の法律や法規、規則の起草、制定、改正

1. 「専利法」改正の研究を行う。
2. 「専利代理条例」の改正を進め、専利代理行為を規範化する。
3. 「地域間専利案件共同法執行弁法」を起草、制定する。

(四) 対外貿易と税関の知的財産権保護に関する法律、法規、規則を起草、制定、改正する。

1. 「対外貿易知的財産権保護弁法」を研究、制定する。
2. 「知的財産権の税関保護実施弁法」を改正、改善する。

(五) 知的財産権の司法解釈と規范文書を研究、制定する。

1. 知的財産権の刑事司法保護の実際の状況と知的財産権侵害の犯罪の特徴に基づき、2004年以來の知的財産権刑事審判の経験の総括を基盤として、研究を進め、「知的財産権侵害刑事事件処理の具体的な法律応用の若干の問題に関する解釈」をさらに改善させる。

2. 「最高人民法院の不正競争民事案件審理の法律応用の若干の問題に関する解釈」を制定、発表する。

3. 「最高人民法院の植物新品種権侵害紛糾案件の法律適用問題に関する若干の規定」を制定、発表する。

4. 馳名商標の司法認定や店名と商標権との衝突、MVの著作権案件といった面での調査研究を引き続き実施し、司法解釈を発表する。

5. 特許権利侵害判定関連の問題の調査研究をさらに進め、「専利法」改正状況に基づき専利権侵害認定標準に関する司法解釈を適宜研究制定し、審判の実践で際立った法律適用の問題を解決する。

6. 知的財産権行政案件の司法審査の範囲や標準、手順、裁判方法といった問題の調査研究をさらに進め、条件が揃ったものは司法解釈を発表する。

7. 「最高人民法院の知的財産権審判業務の全面的な強化による革新型国家建設のための司法保障提供に関する意見」を制定する。

二、法執行計画

(一) 専門行動

1. 「海賊版取締り毎日行動」を実施し、様々な権利侵害の海賊版を取り締まり、中国政府の知的財産権保護に関するよいイメージを確立する。

2. 全国で「海賊版教材撲滅特別行動」を重点とする専門行動を行い、学校の海賊版教材の購入や使用を厳しく調査処分する。

3. オンラインの海賊版犯罪行為を取り締まりの重点とし、国内外の権利者の合法的な権利を保護する。

4. 「青空展覧行動」（展覧会での権利侵害を取締る行動）を引き続き実施する。

5. 全国で海賊版DVDの専門取締行動を行い、音響・映像市場専門の取締を強化する。

6. 音響・映像製品の街頭販売や営業許可証なしの経営行為取締の専門行動を展開する。

7. 専門行動を実施し、オリンピックマークの保護を強化する。

8. 重大な不当競争案件専門の法執行行動を引き続き手配、実施し、有名商品特有の名称や包装、企業名称などの偽造行為を厳しく調査処理する。

9. 農業用物資の商標専用権や農産品の商標、地理標示保護の専門行動を実施し、生産経営者の合法的な権利を保護する。

10. お茶や果物、酒類、副食品などの地理標示を保護対象とする専門の法執行検査を行う。

11. ネットワーク専門の取締の成果を確実にし、ネットワークの海賊版専門取締行動を引き続き実施する。

12. コンピュータソフトウェアのプレインストール管理の成果を確実にし、不法なプレインストールソフトの専門取締を引き続き実施する。

13. 「3.15」や「4.26」期間の法執行集中行動を行う。

14. 特許表彰の偽造といった手段による詐欺行為を取締る。

(二) 日常的な法執行

1. 知的財産権侵害の重要な案件を共同で実施監督する。

2. 知的財産権侵害の犯罪者を法により速やかに逮捕、起訴する。

3. 「展覧会における知的財産権保護弁法」を引き続き実施し、当該弁法の法執行に対する検査、監督を強化する。

4. ゲーム機の密輸という違法行為を調査処理する。

5. 重点地区や重点業務における法執行を引き続き強化する。広東や浙江、上海、福建などの港や郵便、速達運輸のチャネルにおける法執行を主体とする。

6. 農業登録商標の専用権侵害関連の行為を厳しく調査処理し、農産品の商標や地理標示、特に農業の馳名（有名）商標に対する保護を強化し、農業用商品（特に農薬や種子といった農業用物資）の商標や農業従事者が一般的に使用する消費品の商標保護や農業従事者からの商標案件通報の処理を重視し、農業従事者の利益を保護する。

7. 国内外の大衆が重視する商品卸売・小売市場の監督管理を強化し、市場の主権者や経営者の経営行為を法により規範化し、権利侵害の偽造商標の商品の市場流通チャネルを切断する。

8. 商標製作や OEM 加工、商品取引市場を重点として商標の日常的監督管理を強化し、商標の使用を規範化、商標権侵害行為を根本的に抑止する長期的で健全なメカニズムを構築する。

9. 馳名商標の認定と保護を強化し、馳名商標の専用権侵害の違法行為を厳しく取り締まり、企業の商標の権利を保護する。

10. ネットワークを利用した不正競争や知的財産権侵害の違法行為に対する調査処理を強化する。

11. 大型・重要な案件の調査処理を始めとして、偽造マークや偽造包装の製作といった行為や、他人の工場名や住所、特に国内外の有名ブランドの工場名や住所の偽造や盗用、他人の品質保証マークの偽造や盗用、マーク内容と標準の規定の不一致といった行為を厳しく調査処理し、地理標示製品に対する監督やサンプル調査を強化し、地理標示保護製品の偽造やOEM加工を利用した他人の知的財産権侵害の違法行為に対する日常的な法執行検査を強化する。

三、審判業務計画

(一) 知的財産権の司法保護の職能を十分に発揮し、社会全体の自主革新能力と知的財産権創出の原動力を保障する。

1. 知的財産権侵害の犯罪行為を法により厳しく処罰する。知的財産権の刑事司法保護の役割を十分に発揮し、様々な刑事的制裁措置を運用して、刑罰による処罰と威嚇の機能を運用して、真摯かつ速やかに案件審理を指導し、知的財産権侵害の犯罪行為を効果的に取り締まり、予防する。

2. 知的財産権の民事案件を法により適切に審理する。市場競争の秩序を厳しく規範化し、革新の成果を合理的かつ適切に保護し、国内外の当事者の合法的権利を平等に保護し、新興産業の健全な発展を促進、知的財産権保護と自主革新奨励における知的財産権民事審判の主導的役割を十分に発揮させる。

3. 行政機関の法律に基づいた行政を監督、支援する。知的財産権行政法執行行為に対する行政審判の司法審査の職能を發揮し、行政機関による権利侵害行為の制裁を法により支援し、知的財産権の利害関係者の合法的權益を保護し、知的財産権の行政管理の秩序を保護し、知的財産権の行政保護を促進する。

4. 法律適用の問題に関する審判と監督をさらに強化する。それぞれの法院の裁判基準が一致しない案件や法律適用において普遍的な意義のある案件、特許や商標の権利確定の司法審査の一般標準に関する案件を重点的に監督管理する。関連した案件における協調を強化し、健全な案例指導制度を構築する。

5. 各級人民法院の知的財産権侵害案件審理に対する監督指導を引き続き強化し、関連部門と密接に協力して知的財産権侵害犯罪の重要な案件に対する監督指導制度を引き続き強化し、法による処罰を確かなものとする。

(二) 関連部門との協力を引き続き強化し、知的財産権侵害の犯罪行為取締の断固たる姿勢を保持する。

1. 各級法院は公安、檢察機關、その他の行政法執行機關の法による職責の履行と、情報交換や相互協力を密接に行い強化し、知的財産権侵害の刑事案件を法により速やかに審判し、優れた審判の効果を實現する。

2. 知的財産権侵害案件における民事権利侵害と刑事犯罪とが混同されやすいという特徴に対処し、引き続き審理で犯罪と罪状でないもの、ある罪状と他の罪状との区別を厳密に明らかにする。

3. 民事、行政案件の審理過程で刑事犯罪の嫌疑のあるものを発見した場合、法により速やかに犯罪の手がかりや犯罪嫌疑の内容を公安機関に移管して調査処理を行う。

四、体制構築計画

(一) 知的財産権のマクロ管理を強化

1. 「国家知的財産権戦略綱要」の制定業務を研究、推進する。
2. 「知的財産権事業発展の『第11次五カ年』計画」の制定業務を研究、推進する。

(二) 効率的な法執行協調体制の構築

1. 部門の枠を超えた共同法執行体制を改善し、地域の枠を超えた案件の移送や情報通報、調査協力といった業務体制を確立する。情報サービスや案件の実施監督、データ統計、状況の評価、観測・予報といった業務プラットフォームの機能を改善、拡大し、法執行協調機関、行政法執行部門と公安、司法機関の業務の有機的な連結を実現する。

2. 「行政法執行における犯罪嫌疑案件の速やかな移送に関する意見」の実現を引き続き督促する。

3. 引き続き「商標専用権侵害の違法犯罪取締業務における連結・協力強化に関する暫定規定」の要求に基づき、法執行の連結を強化する。

4. 引き続き「知的財産権法執行の協力強化に関する暫定規定」の要求に基づき、法執行の連結を強化する。

5. 引き続き「著作権侵害の違法犯罪取締業務における連結・協力強化に関する暫定規定」の要求に基づき、法執行の連結を強化する。

6. 国家版權局がリードして、企業の正規版ソフトウェア使用推進業務部の枠を超えた連席会議制度を構築する。

7. 中国新聞出版総署と米国特許・商標局で戦略協力備忘録を署名する。

(三) 知的財産権保護の通報サービスシステムの機能を改善、規範化

1. 各地域は9部門が共同で発行した「知的財産権保護の通報サービスセンターの業務体制構築に関する意見」（整規弁発[2006]42号）で制定した実施細則に基づき、効率的な知的財産権保護の法執行調整体制を構築し、行政保護と司法保護、権利者の権利保護、業界の自律、仲介組織のサービス、社会の監督が共同で役割を発揮する知的財産権保護メカニズムを徐々に形成する。

2. 「知的財産権保護通報サービスセンター」の構築をさらに改善し、重点都市や地域にネットワークを拡張し、サービス機能を発展させ、また監督管理制度を健全化し、「知的財産権保護通報サービスセンター」の規範的な運営を確実にする。

3. 「知的財産権保護通報サービスセンターの展覧会における知的財産権保護実施管理弁法」を発表する。

4. 「知的財産権保護通報サービスセンターの開発区、ハイテク区、サービス・アウトソーシング拠点都市の知的財産権保護への業務提供の意見」を発表する。

5. 中部博覧会や中国東部西部協力・投資貿易商談会、「9.8」アモイ投資商談会の期間に知的財産権保護通報サービスセンター50カ所と国家級開発区54カ所を組織して協力備忘録を署名する。

6. 知的財産権保護通報サービスセンターが法律、法規や基礎知識の学習を強化するよう指導、組織する。「知的財産権保護の100問」を作成、各地に配布する。

(四) 法執行の監督体制を改善

1. 各級検察機関は法律監督の職能を発揮し、行政法執行機関が作成した「行政処罰決定書」副本を真摯に審査し、犯罪の嫌疑があり移管して刑事責任を追及すべきなのに移管していないと見なすものについて、行政法執行機関に対して移送の書面意見を提出し、また実施を督促し、公安機関が立案すべきなのに立案していないものについても是正意見を提出する。

2. 各級検察機関は法により権利侵害の知的財産権侵害の違法な犯罪の背後にいる国家公務員の規則違反や犯罪行為を引き続き厳しく調査処理し、その「保護の傘」を徹底的に打破する。

3. 行政法執行と刑事司法との連結において生じる問題の研究、解決に力を入れる。知的財産権侵害の嫌疑のある犯罪案件移管の基準や証拠の要求といった問題について研究、解決し、業務連結の深化を推進する。

4. 業務連結の規範化や長期的に効果的な体制構築の研究を強化し、必要時には立法改善の建議を提出する。

5. 各地でハイテク手段を十分に利用して情報共有体制を確立するよう推進する。

6. 連席会議や情報通報、個別案件での協力といった制度を引き続き徹底して実施する。

7. 行政法執行の責任制を厳しく推進し、主管部門の責任制度を法執行主体の責任制度に変え、様々な違法行為の法執行主体を明確にし、法執行主体の直接責任を強化する。

(五) 知的財産権司法保護の業務体制を模索、改善

1. 各級法院の知的財産権審判法定の構築を引き続き強化し、人的資源の配置をグレードアップし、知的財産権の審判を強化し、知的財産権の司法保護を拡大する。

2. 特許や商標といった工業所有権の権利確定紛糾の解決体制の問題を研究、解決する。

3. 民事案件の級別管轄標準を適切に調整し、中級法院の一審案件受理の範囲を可能な限り拡大し、高級法院が普遍的な法律適用の意義を持たない一審案件を審理しないように徐々に実現する。

4. 調査令の使用方法を模索、試行する。国家の関連部門が保存し当事者が自ら獲得することのできない証拠や、当事者が客観的な原因から自ら獲得することのできないその他の証拠は、法院が授権した当事者の代理の弁護士が調査と証拠の獲得を行う事ができる。

5. 訴訟中止における担保と当事者利益の約定の体制を模索する。権利の安定性の判断が難しい状況の下で、権利人が有効的な担保を提供する意思のある場合、訴訟を中止しないか、当事者が得る利益または受ける損失の計算方法について協定があると見られる状況で、訴訟を中止するかどうか決定することができる。

(六) 知的財産権の人材管理体制の整備

1. 高いレベルの知的財産権の弁護士グループ構築推進の戦略目標と実施計画を研究、制定する。

2. 知的財産権の弁護士人材の機能を十分発揮させるのに効果的な管理体制を整備する。

(七) 予報、権利保護、監督管理のプラットフォーム構築と整備

1. 情報業界の知的財産権予報体制を確立する。

2. 企業の知的財産権の海外での権利保護体制を研究、確立する。

3. 展覧会での権利侵害企業の「ブラックリスト」制度を構築し、対応する懲罰措置を制定する。

4. 権利侵害貨物輸出の企業や税関申告業あるいは税関人員の「ブラックリスト」制度構築を研究する。「ブラックリスト」に載せられた企業や個人が税関に申告した貨物は一定期間の間その検査率を引き上げる。

5. 「知的財産権税関保護法執行システム」を開発し、全国の税関の知的財産権案件情報の共有の水準を引き上げ、各税関が対応性が高く速やかに法執行調整の重点を調整するよう助ける。

6. デジタル著作権監督管理のプラットフォームを構築し、著作権の法執行における科学技術の役割を十分に発揮し、監督管理の手段をさらに改善する。

7. 中国の専利技術発表のプラットフォームの役割を改善また十分に発揮させる。

8、全国文化市場監督管理システムのプロジェクトを開始し、文化市場の知的財産権事務システムの構築を計画し、文化市場の通報奨励基金を研究、設立する。

(八) その他

1. インターネット上の知的財産権侵害の犯罪監視・取締りの「鷹の目小グループ」を構築、インターネット上の知的財産権侵害犯罪の予防と偵察を担当する。
2. 知的財産権の鑑定を司法鑑定に取り入れた統一的な登記管理制度の構築を推進し、知的財産権の鑑定を徐々に法制化、規範化させる。
3. 音響・映像市場の管理をさらに進め、長期的に効果的な管理体制を構築し、合法的な音響・映像製品店舗の管理を重視し、日常的な巡回を強化、規則違反の経営行為に対して厳罰を処する。
4. 「権利侵害の海賊版取締・通報、調査処分奨励資金」を構築、実施し、権利侵害の海賊版案件の通報と調査処理で功績のあった者を奨励する。
5. 印刷・複製企業の専門の監督や調査を行い、法により印刷・複製の違法案件を調査する。
6. 薬品関連の特許情報プラットフォームを構築し、薬品登録の情報化を強化する。
7. 法執行の協力責任制度を積極的に推進する。
8. 特許法執行の審査評価を実施する。
9. 知的財産権の法執行情報の統計と公開を強化する。

五、宣伝計画

(一) 宣伝の方向性

1. 大衆向けの普及教育を強化し、社会全体の知的財産権尊重、知的財産権保護の意識を強化する。
2. 関連部門の法執行力強化を速やかに報道し、関連の措置をとって海賊版取締りや知的財産権侵害の典型的なケースを取り締まり、大衆を教育し犯罪者を脅かす。
3. 正統的な宣伝の指導を強化し、知的財産権保護の先進的な個人や企業を宣伝する。
4. インターネット上での宣伝教育を強化し、ネット上での知的財産権保護の宣伝活動を行う。
5. 対外的な宣伝を強化し、積極的に国際世論を誘導する。

(二) 大型宣伝活動

1. 2007年4月20日に宣伝ウィーク活動の開幕式を実施する。
2. 「知的財産権保護ボランティア行動」を組織する。
3. 4月に全国で権利侵害海賊版出版物の集中的撲滅活動を大規模に行い、ディスクや電子出版物、ソフトウェア、書籍、雑誌、その他の紙媒体の不法出版物を廃棄する。
4. 2007年の「知的財産権宣伝ウィーク」活動に協力し、各地や各部門が知的財産権法律知識講座などの活動を通じて知的財産権の法制の宣伝教育を行うよう指導する。
5. 知的財産権の法制宣伝教育を強化し、法制度の機関や農村、コミュニティー、学校、企業への進出活動を実施する。
6. 知的財産権法制宣伝の現場コンサルティング活動を実施する。
7. 年度情報産業重大技術発明選評活動を引き続き実施し、自主革新を促進、企業の革新意識と知的財産権保護の概念を強化する。
8. 「知的財産権を保護し、権利侵害海賊版を取締る」というテーマの「第9回全国音響・映像市場法制宣伝」活動を実施する。
9. 不法な音響・映像製品の廃棄活動を実施する。
10. 「偽造防止、海賊版防止」をテーマとして、対外的な一連の宣伝活動を行う。
11. 2007年4月上旬に、「著作権保護と経済発展」の巡回報告を実施する。
12. 「海賊版の拒絶は私から—現代大学生の著作権保護をテーマとする教育活動」を行う。
13. 「音楽を楽しみ、創作を尊重する」というテーマの宣伝活動を実施する。
14. 「ネットワーク世界、正規版中国—著作権保護をテーマとするオンライン漫画宣伝活動」を実施する。
15. 「4.26 知的財産権のテーマタペ」を実施する。
16. 知的財産権のテーマソング募集活動を実施する。
17. 「知的財産権への道」をテーマとする「オープンデー」活動を実施する。

(三) 法執行の透明度を高める

1. 知的財産権審判の公開制度を全面的に実施し、民事知的財産権の裁判文書のオンライン公開の業務を引き続き進め、刑事知的財産権の効力を生じた裁判文書のオンライン公開を積極的に推進、「中国知的財産権裁判文書ネット」の容量と知名度の拡大を図る。

2. 影響のある案件を選び、人民代表大会代表や政協委員、業界協会、関連部門の代表、外国政府や国際組織の中国駐在機関の代表、専門家、学者といった代表的な人物を審理傍聴に招き、審判の公開性と大衆による信頼性を強化する。

3. 人民法院の記者会見制度と結びつけ、知的財産権審判における重要な情報を典型的な事例を適宜発表する。同時に、案件の正常な審理と当事者の権利に影響しないという前提の下で、メディアに可能な限り便宜を提供し、知的財産権の司法保護の記者会見制度の役割を十分に発揮する。

4. 「人民司法」や「中国審判」、「法律適用」といった公開の出版物や中国法院ネットといった公開メディアで典型的な事例や審判情報などを定期的に発表し、社会的に注目される案件や業務の結果の宣伝報道を拡大し、条件の揃った地域では同時に英語に翻訳して対外宣伝を行うようにする。

5. 「検察日報」や正義ネット、その他のメディアを通じて、検察機関の知的財産権保護の業務状況や典型的な事例などを宣伝する。

6. 企業のソフトウェア正規版化を推進し、国家版權局や情報産業部はその政府ウェブサイトで徐々に正規版ソフトウェアの情報を発表する。

(四) 宣伝番組の製作

1. CCTV「対話」番組に一回の知的財産権話題を取り入れる。

2. 「12312」ブランドトレーニングの「幸運 52」番組に一回の知的財産権話題を取り入れる。

3. 商標保護強化の専門プログラムを製作する。

4. 知的財産権保護をテーマとするテレビドラマを撮影する。(知識産権局、高等法院)

5. 地理標示保護製品の専門フィルムや、地理標示製品と地理標示製品保護制度を宣伝するプログラムを製作する。

6. 地理標示保護製品の記者会見を開催する。

7. 知的財産権の公益広告のシリーズを撮影する。

8. 影響のある関連テーマテレビ番組を製作するよう努める。

9. 「知的財産権の典型的ケース」の宣伝フィルムシリーズを製作する。

(五) 記者会見の開催

1. 2007年4月上旬に「2007年知的財産権保護宣伝ウィーク活動」の記者会見を開催する。

2. 公安機関の知的財産権侵害犯罪取締の「山鷹二号」専門行動の成果と結びつけて、記者会見やフォーラム実施、関連の部・委員会と共同で「2007年知的財産権保護宣伝ウィーク」活動といった形式を通じて、引き続き宣伝を強化し、宣伝業務の開示、教育、警告、感化といった総合的な機能を十部に発揮する。
3. 情報技術分野の特許情勢発表会を開催し、情報産業発展の実情に対処して、産業の特許申請と技術発展動向との情報追跡、発表活動を実施する。
4. 記者会見を開催し、国家工商行政管理総局の商標専用権保護関連の状況を紹介する。
5. 2007年2月に「オンラインの権利侵害海賊版を取締り、正規版ソフトウェアの使用を推進する」という記者会見を開催、重点的な案件を発表する。

6. 「2006年中国の知的財産権保護状況」記者会見を開催。

(六) フォーラムや交流会の実施

1. 「2007年中国の知的財産権保護サミットフォーラム」を開催。
2. 知的財産権司法保護フォーラムを開催。
3. 知的財産権保護刑事フォーラムを実施し、2006年「山鷹二号」専門行動の重点案件を発表する。
4. 情報産業の知的財産権サミットフォーラムを開催し、企業の知的財産権管理意識と能力を向上させる。
5. 国内外の知的財産権交流会を実施し、経験を交流して協力を促進する。
6. 薬品分野の知的財産権フォーラムを実施する。
7. 「中国日報」社と協力して「知的財産権を拠り所に、コア競争力を向上させる」というテーマのフォーラムを開催する。

8. 「世界知的財産権保護・革新フォーラム」を開催する。

(七) 書籍や宣伝パンフレットを出版、印刷

1. 「中国企業の知的財産権の海外での権利保護完全ガイド」を作成。
2. 知的財産権の法執行や司法人員への業務指導を強化し、「法執行、司法人員の知的財産権読本」を作成する。
3. 知的財産権の法制度宣伝教育に力を入れ、「公民の知的財産権法律知識読本」を基層機関へ配布する。

4. 商標保護業務を強化する書籍や宣伝パンフレットを出版する。
5. 中国の知的財産権文化の宣伝フィルムや書籍、ポスターを作成、紹介する。
6. 典型的な特許事例の編集。
7. 青少年革新コンテストを実施し、関連の青少年向け読み物を出版する。
8. 「中国知的財産権報」の発行をスムーズに実施する。

(八) 典型的な事例を公布

1. 文化システムの2006年海賊版防止「陽光行動」の十大ケースを発表。
2. 税関システムの2006年知的財産権保護の優良10ケースを発表する。
3. 国内と渉外の典型的な商標権侵害ケースを定期的に整理、発表する。
4. 司法部門に移管された犯罪嫌疑のある典型的なケースを定期的に整理、発表する。
5. 品質検査システムの知的財産権保護の典型的なケースを発表する。

(九) その他

1. 「2006年中国の知的財産権保護の重大事件選評」を実施する。
2. 「知的財産権保護」の原稿募集活動を実施する。
3. 「知的財産権保護」のオンラインアンケート調査を実施し、社会から提案を募集する。
4. 知的財産権保護通報サービスセンターの業務人員の知識コンテストを実施する。
5. 素材を選択し、アニメーションを製作、宣伝を強化する。
6. 第2回全国法院知的財産権優秀裁判文書の表彰を行う。
7. 知的財産権の海外宣伝を強化し、中国の知的財産権保護の成果と進展を速やかに宣伝し、海外の世論動向を正確に導き、中国の知的財産権保護の海外でのプラスのイメージを確立する。
8. ウェブサイトの宣伝を引き続き強化し、「中国商標網」の内容を充実させる。
9. 知的財産権保護においてインターネット上で品質検査部門のインタビューを実施する。
10. 中国の知的財産権保護特集を出版し、自主革新と知的財産権の知識コンテストを実施する。

六、トレーニング・教育計画

(一) トレーニング計画を制定し、教材を作成。

1. 知的財産権保護トレーニングのシリーズ教材を作成する。
2. 知的財産権審判の専門トレーニング大綱を適宜改正し、民事・商事の法律基礎や専門の審判技能、科学技術の基礎知識などのトレーニングを重点的に強化する。
3. 日常的に更新のできる「権利侵害貨物鑑別ガイド」を作成し、各税関業務の現場に配布する。
4. 「全国知的財産権教育トレーニング指導綱要」を制定、発行する。

(二) 幹部の知的財産権トレーニング

1. 庁、局級の法執行、司法人員の「知的財産権刑事保護」専門シンポジウムを開催する。
2. 中国・ドイツ知的財産権行政法執行トレーニングプロジェクトを実施し、三期にわたるトレーニングクラスを開催する。
3. 関連の幹部の専門シンポジウムや研修クラス、トレーニングクラスなどの教学計画に著作権保護専門講座を取り入れる。
4. 市レベルの幹部の知的財産権戦略専門研究クラスを開催する。

(三) 基層の司法、法執行人員の知的財産権トレーニング

1. 国家法官学院の定期集中トレーニングの主なチャネルの役割を發揮し、各知的財産権の裁判官が2年ごとに一度法官学院で学習するチャンスを得るようはかる。
2. 国家法官学院などのトレーニング機関で、知的財産権新司法解釈の理解と適用のための二期にわたるトレーニングクラスを開催する。
3. 中国の知的財産権トレーニングセンターと協力して、一期の基層法院の知的財産権審判の実務トレーニングクラスを開催する。
4. 西部地区の知的財産権の裁判官のトレーニングを重点的に強化し、最高法院の業務シンポジウムや専門トレーニング、課題調査研究などで西部の法院への特別支援を行う。
5. 検察機関の今年のトレーニング業務において知的財産権の内容を拡大し、また国家知的財産権保護業務グループ弁公室が実施するトレーニング活動に人員が積極的に参加するよう組織する。

6. 業務トレーニングや遠隔教学といった形式を通じて、引き続き組織的かつ対応性の高い警察官向けの知的財産権法執行トレーニング教育活動を実施する。

7. 著作権保護、権利侵害の海賊版取締りのトレーニングクラスを開催する。

8. 庁、局級の法執行人員と法執行の警察官を対象とした知的財産権刑事法執行トレーニングクラスを組織し、法執行人員の責任意識を強化し、公安機関の知的財産権犯罪行為取締りにおける理論と実務の問題を解決する。

9. 区域別に基層文化市場の行政法執行人員のトレーニングクラスを3~4期に分けて開催し、海賊版の音響・映像製品や不法なネットワーク文化経営行為取締りの手法や経験を共同で研究する。

10. 全国ネットワーク文化業務会議を開催し、ネットワーク文化市場の管理と法執行人員の教育トレーニングを強化する。

11. 港の税関の法執行人員のトレーニングを引き続き強化し、特に現場の検査担当者の権利侵害商品に対する鑑別能力を向上させる。沿海港でのトレーニングを実施すると同時に、内陸の税関口でのトレーニングを強化する。

12. 省級工商局への業務指導を強化し、全国または一部地域の基層の商標法執行人員のトレーニングクラスを開催する。

13. 1~2期の商標国際登録の知識普及トレーニングクラスを開催する。

14. 農産品商標と地理標示の登録と保護を対象としたトレーニングを実施する。

15. 農産品輸出企業の商標国際登録のトレーニングクラスを開催し、農産品輸出企業が商標国際登録を重視するよう積極的に指導、推進する。

16. オリンピックマークの保護トレーニングクラスを開催する。

17. 最前線の品質検査法執行人員の知的財産権保護能力のトレーニングを実施する。

18. 市レベルの著作権行政管理や法執行人員の業務トレーニングクラスを開催し、新たに著作権管理業務へ異動した人員や基層の著作権行政管理人員に対する業務トレーニングを強化する。

19. 知的財産権法執行の高級研修クラスを開催する。

20. 全国特許行政法執行人員トレーニングクラスを引き続き開催する。

(四) 企業・事業機関の知的財産権トレーニング

1. 関連部門と共同で企業経営管理人員の法律トレーニングクラスを開催し、企業の経営管理人員の知的財産権保護に関する法律法規のトレーニングを強化する。

2. 情報産業企業や事業機関を対象とする1～3期の知的財産権管理・実務の業務トレーニングを開催する。

3. 対外貿易企業や外国駐在の中国の経済商務参贊処、地方の対外経済貿易部門に海外知的財産権保護のトレーニングを実施する。

4. 企業や事業機関、著作権と権利者関連の組織の業務人員を対象として、著作権専門知識トレーニングクラスを開催する。

5. 企業幹部と知的財産権管理担当者の知的財産権シンポジウムクラスを開催する。

(五) 基礎教育

1. 知的財産権の法律トレーニングや、ハイレベルの知的財産権法律サービス人材の業務能力育成を強化する。

2. 在職での法律修士専攻の知的財産権人材の教育トレーニングを引き続き拡大し、育成の規模を拡大する。

4. 大学、高校、中学、小学校で引き続き知的財産権知識の普及教育を行う。

七、国際交流と協力の計画

(一) 知的財産権の司法保護の国際交流と協力を強化する。

1. EUの世界貿易プロジェクト事務室と協力して、商業秘密と馳名商標の司法認定の問題について二期のトレーニングまたはシンポジウムを開催する。

2. 知的財産権司法保護の出国考察や交流、トレーニング活動を積極的に組織、参加し、知的財産権の国際組織や関連国家との交流や協力を強化する。

3. 中米法執行協力共同連絡グループ（JLG）の枠組みの下における知的財産権刑事法執行業務グループの構築について米国と交渉し、刑事法律研究やトレーニング、交流、行政法執行分野での関連業務を共同で実施する。

4. 各国の公安、法執行機関との協力や交流を引き続き積極的に行う。

5. 公安機関の法執行トレーニング代表団によるドイツ訪問の知的財産権法執行のトレーニング、考察活動を組織する。

(二) ビジネスと税関関連の国際交流や協力を強化

1. 米国と中国の知的財産権の対話を引き続き強化する。

2. 中国とEUの知的財産権の対話を引き続き強化し、中国とEUの知的財産権協力プロジェクト（二期）の実施を推進する。

3. 関連国家との間の知的財産権関連分野での交流と協力を推進する。
4. 国際間の税関法執行の協力を引き続き進める。

(三) 著作権分野の国際交流と協力を強化

1. 中国と米国の映画著作権保護の協力体制連席会議を定期的で開催し、中国と米国の映画著作権保護の協力体制の経験を総括し、中国と米国双方の意思疎通と理解を強化し、知的財産権保護の国際協力の効果的なモデルを引き続き強化する。

2. 関連の国家や地域に代表団を派遣し、各国の電子ゲームやアニメ・漫画、ゲームといった分野の知的財産権保護業務を調査研究、理解し、その有益な経験を参考にする。

3. 世界知的所有権機関と共同でアジア・太平洋地域の演出者の著作権と関連の権利のシンポジウムを開催する。

4. 世界知的所有権機関と共同で「2007年国際著作権フォーラム」を開催する。

5. 中国と米国、EU、オーストラリア、日本、韓国との著作権保護協力プロジェクトを実施する。

6. 米国著作権局に人員を派遣して中・長期的な業務交流を行う。

(四) 商標分野の国際交流と協力を強化する。

1. 米国、日本、EUの三カ国（地区）の商標登録機関との交流、協力を強化し、サミットを開催する。

2. 世界知的所有権機関と協力して地理標示国際シンポジウムを開催する。

3. 米国と協力して中国・米国の商標登録申請の主な問題のシンポジウムを開催する。

4. 中国・米国の商標戦略業務計画、中国・イタリアの2007年商標行動計画を結び、上述2国と商標分野での二国間協力を強化する。

5. 国外の商標登録機関との連絡を強化し、中国商標の国外での保護を強化する。

6. 商標審査と管理の業務担当者を選出して国外へ派遣、学習と交流を実施する。

(五) 専利分野の国際交流と協力を強化

1. 米国、日本、EUといった国家や国際組織の知的財産権機関とハイレベル会談を行う。

2. 米国、日本、EUといった国家や国際組織の知的財産権機関と協力して、専門家の相互訪問やトレーニングクラス、シンポジウムへの人員派遣を実施し、業務交流を促進する。

3. 国外の大学の法学部へ学習のために人員を派遣し、中国の知的財産権人材の育成を強化する。

4. 世界知的所有権機構などの国際機関と一部国家の知的財産権機関と協力して知的財産権のシンポジウムやトレーニングクラスを開催し、相互理解を促進、政府と企業による知的財産権の運用、保護、管理の水準を引き上げる。

5. 各国の中国駐在大使館や中国駐在代表処、中国への投資企業や商会对象とした業務情報交換会を開催する。

八、企業の知的財産権保護計画の推進

1. 公安機関の重点連絡企業名簿を作成し、国内の有名企業と国外の重点企業を共に知的財産権法執行保護体制に取り入れ、企業の知的財産権保護に法執行の保障を提供する。

2. 加工貿易企業の知的財産権保護意識を強化し、企業の知的財産権の海外での権利保護を推進する。

3. 国有大型企業の知的財産権業務会議を適時開催し、国有大型企業の自主革新能力の向上を速めることを目標に、知的財産権の管理と保護の強化を重点とし、国有大型企業の知的財産権業務を全面的に計画する。

4. 国有大型企業の知的財産権戦略の徹底的に実施する状況を調査、研究し、「国有大型企業の知的財産権業務強化に関する若干の意見」を研究、制定する。

5. 独自トレーニングと集中トレーニングを結びつけた方法を取り、企業の知的財産権トレーニングを強化する。多くの形式の知的財産権の国際交流を積極的に実施し、企業の知的財産意識の全面的な向上を導き、グループトレーニングを強化する。

6. 企業の知的財産権の操作技巧を普及させ、企業の知的財産権の創造や応用、管理、保護の能力を大きく増加させ、様々な知的財産権の戦略と技巧を柔軟に掌握し、知的財産権の法律リスクを積極的に防止する。

7. 中国企業の国外での商標登録と保護の状況を調査研究し、より多くの独自の商標や国際競争力が強い優位な企業の形成を支援する。

8. 偽造防止、有名ブランド保護の法執行行動を通じて企業の知的財産権保護を推進する。

9. 「企業の正規版ソフト使用推進業務に関する実施方案」の要求を全面的に徹底し、企業の正規版ソフトウェア使用を積極的に推進する。

九、権利者のために提供するサービス計画

1. 外資系企業と定期的な意見交換・調整体制会議を開催し、権利者の意見と提案を聴取し、権利者から反映された重要な問題を解決する。

2. 弁護士による知的財産権の法律サービス分野の拡大を推進、指導し、知的財産権の創造や使用、管理、保護といった各段階で優れた法律サービスの職能を発揮するようにする。

3. 企業の知的財産権の海外での権利保護ホットラインやネットワークサービスプラットフォームを構築する。

4. 商標審査制度をさらに改善し、業務品質を向上させ、業務の進度を速め、商標登録の周期の延長や悪意の申請、悪意の異議申し立て、悪意の譲渡といった当事者の商標利益を損なう問題の解決に力を入れる。

5. 商標の登録と管理の自動化システムの三期にわたる構築を実施し、商標のオンライン申請の目標実現のために自主的に関連の準備作業を進め、オンライン申請を全面的に実現する。

6. 地理標示業務の連絡ポイントを構築し、農民の収入増加促進における地理標示保護の役割を調査研究し、速やかに経験を総括、普及させる。

7. 著作権の集団管理組織の構築をさらに健全化し、文字や撮影、映画などの著作権集団管理組織の構築準備を積極的に推進する。

8. 全国の知的財産権保護協会と業界協会を構築、健全化する。

十、専門テーマ研究計画

(一) 知的財産権の保護と管理システム構築の研究

1. 知的財産権保護業務の社会的監督と法執行協力システム構築の研究を行う。
2. 知的財産権保護状況の評価と情報予報体制の研究を実施する。
3. 独自の知的財産権と自主革新の問題の研究を実施する。
4. 知的財産権制度と革新型国家建設との関係の研究を実施する。
6. 現段階の中国の独自の知的財産権の創造、管理、保護、運用の問題を研究する。
6. 知的財産権の管理体制と協力体制の問題を研究する。
7. 中国の知的財産権業務の総合的能力の問題を研究する。

(二) 輸出入段階の知的財産権保護の研究

1. 輸出入段階の知的財産権保護の調査研究を行う。

2. 知的財産権の濫用と国際貿易における知的財産権の問題の研究を強化する。

(三) 知的財産権の司法保護の研究

1. 知的財産権の刑事や民事、行政司法保護の研究を強化し、理論的成果をあげるよう努力し、知的財産権関連の法律の改正や改善のために理論的な支援を提供する。

2. 知的財産権訴訟の証拠の調査研究を完了し、調査研究の成果を転化するよう努力する。

3. 馳名商標の司法認定問題の調査研究を重点的に実施し、審判関連の業務をさらに規範化し、司法基準を細分化、統一する。

4. 知的財産権の司法保護の理論研究を強化し、理論的成果をあげるよう努力し、関連の刑事法律の改正や改善のために理論的な支援を提供する。

5. 中国の現在の知的財産権侵害犯罪の全体的な状況や特徴、発展傾向に対して速やかな総括研究を行い、次の段階の知的財産権保護業務に理論的な支援を提供する。

6. 刑事犯罪嫌疑のあるものへの法律適用の問題を研究する。

(四) 知的財産権の人材グループ構築の研究

知的財産権の法律サービスと知的財産権の弁護士の人材グループ構築の課題研究を引き続き実施する。

(五) 商標権保護の研究

1. 国家の知的財産権戦略専門テーマ研究における「商標戦略研究」や「商業秘密関連の問題の研究」といった専門課題の任務を真摯に完了し、課題研究から課題実施への転換を積極的に推進する。

2. 「傍名牌（有名ブランドをかたる行為）」や商業秘密侵害問題の取締り方法についての調査研究や法執行における模索を強化する。

3. 有名商品に対する効果的な保護ルートを研究、模索し、有名商品特有の名称や包装、装飾の報告制度の実行を模索する。

(六) 著作権保護の研究

1. 世界知的財産権機構と共同で「中国著作権関連の産業経済への貢献調査研究」プロジェクトを実施する。

2. 著作権の代理管理体制の調査研究を行い、「著作権代理機関管理弁法」を研究、制定する。

3. 著作権仲裁機関の調査研究、論証を行い、中国の特徴に合う著作権仲裁制度を模索、推進する。

(七) 専利権保護の研究

中国の実用新案と外観設計の保護の問題研究を展開する。